

平成27年第1回

# 荒川区教育委員会定例会

平成27年1月9日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

平成27年度荒川区教育委員会第1回定例会

|        |  |   |
|--------|--|---|
| 1 日 時  | 平成27年1月9日  | 午後3時30分   |
| 2 場 所  | 特別会議室  |   |
| 3 出席委員 | 委 員 長<br>委員長職務代理者<br>委 員<br>委 員<br>教 育 長   | 小 林 敦 子<br>坂 田 一 郎<br>青 山 侖<br>高 野 照 夫<br>高 梨 博 和   |
| 4 出席職員 | 教 育 部 長<br>教 育 総 務 課 長<br>兼 教 育 施 設 課 長<br>学 務 課 長<br>指 導 室 長<br>生 涯 学 習 課 長<br>図 書 館 課 長<br>書 記<br>書 記<br>書 記<br>書 記<br>書 記 | 五 味 智 子<br><br>丹 雅 敏<br>佐 藤 淳 哉<br>小 山 勉<br>北 村 美 紀 子<br>小 堀 明 美<br>駒 崎 彰 一<br>大 谷 実<br>中 村 栄 吾<br>湯 田 道 徳<br>宮 島 弘 江 |

(1) 報告事項

- ア 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う条例改正等について
- イ 子ども・子育て支援新制度について
- ウ 平成27年度教育課程編成の重点について

- エ 公立学校教職員の処分について（報告）
- （２） その他
  - ア 第６回中学生「東京駅伝」大会について

委員長 ただいまから、荒川区教育委員会第1回定例会を開催いたします。

出席委員数の御報告を申し上げます。本日は5名出席でございます。

会議録の署名委員は、青山委員及び高野委員にお願いいたします。

教育長、あいさつをお願いいたします。

教育長 小林委員長から第1回目ということでお話ございましたが、新年第1回目ということで、改めまして明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

昨日から小中学校は新学期が始まりまして、幼稚園は本日からということで、3学期、無事スタートしてございます。学期末、3月末に向けて、年度の最終の詰めをするということで、各学校とも頑張ってスタートしたところでございます。

本日の案件、報告事項4件、その他1件となっておりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 8月22日開催の第16回定例会及び9月12日開催の第17回定例会の会議録につきましては、前回の定例会にて配付し、この間、確認していただきました。本日、特に委員から意見等がなければ承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 それでは、承認いたします。

また、9月26日開催の第18回定例会の会議録が机上に配付されています。次回の定例会で承認についてお諮りいたしますので、次回までに確認し、何かお気づきの点があれば、事務局まで連絡をお願いいたします。

それでは、本日の議事日程に従いまして議事を進めます。本日は報告事項が4件、その他の報告事項が1件です。

報告を受ける前に、皆様にお諮りいたします。

報告事項工「公立学校教職員の処分について（報告）」ですが、人事にかかわる案件でございます。そのため、本件は初めに秘密会として事務局退席の上、報告していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 それでは、本件については秘密会といたしますので、一度、委員会を閉めさせていただきます。本件の所管以外の方は退室してください。

〔事務局職員退出〕

〔報告事項工秘密会により審議終了後、事務局職員入室〕

委員長 それでは、委員会を再開いたします。

続いて、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う条例改正等について」の御説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う条例改正等について」を説明いたします。

骨子でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正、いわゆる改正法の概要について御報告するものでございます。

改正法の概要でございます。まず目的ですが、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しながら、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等、教育委員会制度の抜本的な改革を行うものでございます。

法律の主な改正内容でございます。まず教育委員長と教育長を一本化した新教育長を設置いたします。地方公共団体の長は、議会の同意を得て新教育長を任命いたします。新教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するものでございます。任期は3年でございます。

次に、総合教育会議を設置するものでございます。会議は地方公共団体の長が招集し、教育行政の大綱等を協議いたします。構成員は地方公共団体の長と教育長、教育委員となります。

最後に大綱の策定でございます。地方公共団体の長は教育の目標や施策の根本的な方針を総合教育会議で協議し、策定するものでございます。地方公共団体の長及び教育委員会は、大綱の下、それぞれの所管事務を執行するものでございます。施行は本年4月1日でございます。

恐れ入ります。裏面を御覧ください。条例の改正等になります。改正法では現教育長の任期満了をもって、新教育長に移行いたします。高梨教育長は、平成29年4月1日までが任期となっておりますが、規定整備は改正法施行日の平成27年4月1日までに行う必要がございますので、条例の制定や改正を行うものでございます。

まず、(仮称)荒川区教育委員会教育長の職務専念義務の特例に関する条例の制定でございます。これは改正法の新教育長の職務専念義務の規定に対する免除等の特例の条例を制定するものでございます。

次に、現教育長は法律的に常勤の一般職でございますけれども、新教育長は常勤の特別職になりますので、記載の五つの条文につきまして、教育長を加え、又は削除等を行うものでございます。

具体的に申し上げます。まだ条文を検討しておりますので、未定稿のところがございますが、といたしまして、荒川区特別職議員報酬等及び給料審議会条例、これに新教育長を審議事項として加えるものでございます。といたしまして、荒川区行政委員会の委員等及び非常勤の監査委員等の報酬及び費用弁償に関する条例、これにつきましては、現教育長等の文言を削除するものでございます。といたしまして、荒川区長等の給料等に関する条例には、新教育長を加えるものでございます。といたしまして、荒川区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、これにつきましては、現教育長の項目を削除するものでございます。最後ですが、荒川区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例、これについては、条ずれを調整するという内容になってございます。

この5本に加えまして、上記の(1)の専念の特例に関する条例でございますが、意見聴取ということで、後日、本委員会にお諮りしたいと考えているところでございます。

今後の予定でございますが、2月3日の文教・子育て支援委員会に内示ということで報告を差し上げた後、2月会議に上程したいと考えているところでございます。

概要になりますが、以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ただいまの説明につきまして、質問などございますでしょうか。

青山委員 現在の現行制度の教育長は、一般職なのですか。特別職ではなかったですか。

教育長 実は教育長の身分については、一般職であり特別職であるという二面性を持っていて、教育長も教育委員の1人ですのでそういった意味では特別職なのですが、常勤職として教育委員会の事務をつかさどるということでいうと一般職になっています。ですから、休暇とか職免の規定も一般職の規定が適用されています。

青山委員 わかりにくいというか、あり得ない話ですね。一般職と特別職というのは。

教育長 地方公務員法には特別職が列記されているのですが、それにはないので、一般職という扱いになるのですが、ややこしいですね。

青山委員 教育委員の方は特別職ですよ。

教育長 特別職なのです。

青山委員 もともと教育長は教育委員であるから、その意味では特別職ということですね。

教育長 そうなのです。

青山委員 ああ、なるほど。二重の身分なのですね。

教育長 ややこしいです。それを今回整理して、常勤の特別職になります。ただ、経過措置で、任期中は一般職と特別職の性格がそのまま継続されることとなります。

青山委員 完全に新制度に移行したときは特別職になるわけですね。

教育長 そうです。

教育総務課長 常勤の特別職という扱いです。

教育長 ただ特別職は特別職なのですけれども、文科省がいうには、首長や副市長、副区長と違って、勤務時間とか職免の規定は、やはりこれまでと変わらないという形で今までどおり勤務時間もきっちり決めることになります。

青山委員 なるほど。それは地方教育行政の法律が適用されるということですね。

教育長 はい。

青山委員 それは教育委員の場合も同じですよ。教育委員も、要するに地方公務員法の規定でなくて、地方教育行政法の方が適用されるのです。わかりました。

委員長 よろしいでしょうか。

では、続きまして「子ども・子育て支援新制度について」、御説明をお願いいたします。

学務課長 御説明をいたします。資料は教育委員会資料と添付の「なるほどBOOK」というもの。これは本当は冊子でございますけれども、きょうは裏表コピーで添付させていただきました。「なるほどBOOK」というのは、内閣府、文科省、厚労省の方でつくったパンフレットのコピーですので、きょうは説明を割愛させていただきますが、一般の方向けということでわかりやすくできていますので、後ほど御覧いただければと思います。

本日は教育委員会資料の方で御説明をさせていただきます。

内容について1番でございます。子ども・子育て支援新制度でございますが、子育ての現行の課題等を踏まえまして、平成24年8月、子ども・子育て関連3法として整備しまして、来年度27年4月から本格施行される制度でございます。質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援の充実を、自治体が主体となって、総合的、計画的に推進していくものでございます。

この新制度のポイント、2番でございます。(1)「施設型給付」という形と「地域型保育給付」、この2本が創設されます。これは補助金の流れのことでございまして、従来、ばらばらで文科省、厚労省等々、それが東京都等を通じながらも、ある意味、縦割りの性格を持ち、幼稚園だったり保育園に対し、財政支援が行われておりましたが、これらの施設に対する財政支援を施設型給付ということで一本化した補助の体系に変わります。

それから、新たに小規模保育等々に対する、細かいニーズに対応し、多様な保育形態に対する財政支援が地域型保育給付として、新たに創設されるものでございます。そのような財政支援の仕組みが新たに創設されたもので、これが(1)でございます。

(2)児童の認定制度の創設ということで、介護認定のようなイメージですが、認定こども園、幼稚園、保育園、小規模保育等、教育・保育の利用を希望する児童に対し、区市町村が認定を行うものでございます。後ほどもう少し詳しく御説明いたします。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の充実ということで、地域実情に合った利用者支援事業であったり、子育て交流サロンであったり、一時預かり等々、地域の子ども・子育て支援事業の充実を図っていくものでございます。

(4) 子ども・子育て支援事業計画の策定ということで、これらの計画を子育て支援のニーズを把握しながら、今後の計画的整備、計画的実施ということで、5年を一つの期間とする「子ども・子育て支援事業計画」というものを策定いたします。現在、準備をしているところでございます。

3番でございます。新制度における区立幼稚園の対応ということで、まず(1)でございますが、先ほど申し上げた児童の認定制度についてでございます。幼稚園や保育園の利用を希望する保護者からの申請に基づいて、下の表のとおり、児童の認定を行います。なお入園手続は従来どおりとなります。

認定区分は三つに分かれます。1号認定につきましては、3歳以上で教育を希望する子ども、いわゆる幼稚園を希望するお子さんに対する認定です。2号認定というのは、3歳以上で保育を必要とする、つまり保育園に通う3歳以上の児童に対する認定です。それから3号認定は、3歳未満で保育が必要な子どもということで、保育園に通う低年齢児に対する認定ということになります。それぞれの保護者の方に申請をしていただいて、認定を受け、施設やサービスの利用につながっていくものでございます。

裏面でございます。(2) 保育料(利用者負担)の設定ということで、今後の保育料でございますが、国の制度としては、国の定める上限額というのがあり、世帯の所得に応じた応能負担の形で利用者負担をしていただくという制度に切りかわります。

現在、荒川区立の幼稚園につきましては、定額7,500円(月額)ということになっていますが、収入の状況に応じて、半額減免であったり、3分の2減免であったり、以前説明いたしました多子世帯、子どもの多い家庭への減免を行っております。今回、応能負担という形になりますので、少し細かいのですが、定額を規定してから減免するのではなくて、当初から所得に応じた金額を設定いたしまして、その金額で利用者負担をしていただくことを考えてございます。

実際の各家庭の負担額はこれまでと同じとなる予定です。制度は少し変わりますが、これまで減免という形だったものが、最初からそのような値段に設定されるということで、事実上、保護者の負担感は変わらないような形で現在、調整してございます。

これにつきましては、関連の幼稚園条例及びこども園条例の改正を行います。次回の教育委員会で御提示申し上げて、意見聴取ということで御審議いただきたく思いますので、次回また改めて御説明いたします。よろしく願いいたします。

それから、先ほど申し上げた多子世帯負担軽減。これにつきましては、継続して第2子、第3子に対する負担軽減を続けるものでございます。

4番でございます。主な施設の移行状況についてということで書いてございますが、基本的に新制度へ移行する園は、区立の幼稚園と汐入こども園、それから私立保育園、区立保育園。これらは新制度へ移行いたします。

ただ、私立の幼稚園に関しては、荒川区内の幼稚園、3園ありますが、27年度からに関して移行は希望していない状況ですので、旧来制度のまま、私立幼稚園は運営されます。これは、新制度、旧制度、どちらも選択できる選択制でございまして、各幼稚園が選ぶものでございます。

東京地域につきましては、かなりの幼稚園が旧制度を選択している状況にあると。これは、従来の私学助成は制度として続きますので、実際の幼稚園に入ってくる補助金の額等々を考えた結果、私立幼稚園は従来の私学助成を選ぶ傾向にある状況のようでございます。今後またどうなるかわかりませんが、27年度の移行はないということで、現在聞いているところでございます。

今後の予定でございます。27年1月、区立幼稚園条例の一部改正及び区立こども園条例の一部改正の教育委員会への意見聴取を、次回の委員会でさせていただきたく思います。3月には荒川区子ども・子育て支援計画ということで、計画を策定したいと考えております。4月から新制度の施行ということで考えてございます。

子ども・子育ての大きな流れということで、国全体で行っている制度でございます。ただ、消費税の税率アップの見送り等で、財源についてはいろいろ議論が行われるところでございますが、子どものより適切な教育・保育ということで進めるということで、区としても力を入れていきたいと思っております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 ただいまの説明につきまして、質問などございますでしょうか。

坂田委員 一つ、保育料の話なのですが、減免の場合は、減免を受けたい人が自分の所得はこうだといって申請してきますよね。減免でなくて、所得に応じて決まるということになると、例えば所得の高い人はどうなるのでしょうかというか、これはまだ何もしていないわけですよね。

学務課長 自動的にこちらの方で所得は把握できますので、あなたの保育料は幾らですということでお知らせ申し上げるような形になるものでございます。

教育長 坂田委員がおっしゃるように、制度的には所得段階によって決まるので、幼稚園の保育料を決めるのに、所得状況を見ていいですかというのを全員に確認した上でという形にな

ります。定額であれば別に何もしなくていいのですが、今度は全員に確認します。

坂田委員 それは区役所が自動的にやってくれると。

教育長 そうです。

坂田委員 ああ、なるほど。わかりました。それであれば、制度として機能的と思います。

委員長 今まで荒川区は、保育料に関しては定額だったということですか、応能ではなくて。

学務課長 基本が月7,500円の定額だったのですが、非課税世帯等につきましては、それぞれ条件つきで全額免除であったり、半額免除であったり、3分の2免除だったりするのを規則で定めまして、申請に基づいて、免除額を確定するというのを、毎年行っております。

委員長 そうですか。7,500円の保育料ですか。

学務課長 今、基本は月7,500円です。

委員長 ゼロ歳児もですか。

学務課長 いえ、それは幼稚園です。保育園はまた全然違う制度で、家庭の状況に応じて、そこは大分応能負担の制度が入っています。今の7,500円は幼稚園です。

委員長 幼稚園の話ですか。わかりました。

青山委員 私立幼稚園は、旧制度でいいのですか。

学務課長 はい。私立幼稚園のいろいろな話を聞くと、国の状況がまだ迷走しているといえますか、やや動きがはっきり見えないところであって、不安の声が結構上がっていて、特に東京のように手厚い私学助成を受けているところは、あえてここではっきりしない新制度に今すぐにはいかなくてもいいのではないかと。

青山委員 まだ様子見ということですね。

学務課長 ええ。ただ、地方に関しましては、子どもが少なくなって、幼稚園の経営が大分厳しい状況にある地域が日本全国にはあります。そういった形ですと、今回の新制度で手厚い認定こども園の補助をうまく活用して、例えば給食室をつくって、認定こども園にして、幼稚園の子だけでなく保育の子も取り入れて、より経営を立て直そうと、そういう動きも地方でありますので、他県ではそれなりに新制度に移行する幼稚園があって、東京が少ないというようなことが何となく特性としてあらわれている状況でございます。

教育長 東京都の話になってしまうのですが、幼稚園に対する私学助成のあり方について、都として検討する必要があるかもしれません。激変緩和も含めて、いつまで旧制度を今の私学助成の水準を維持するかという問題があります。全国的には新制度に移行することになっているので、その辺は東京都と私立の幼稚園の団体との意見調整が必要になってくるかもしれません。

委員長 目的としては、地域の子ども・子育て支援の充実ということですよ。

教育長 そうです。全国的にはこれで、保育園や幼稚園への補助が手厚くなると思うのですが、東京都の場合、これは地方交付税なので、直接的に子どもも含めてあまり影響がないというところになってしまうのです。

学務課長 幼稚園と保育園は、あわせてこども園という、認定こども園。待機児童の問題、教育委員会とは少し離れますが、保育園の方の待機児童の問題がやはり大きくございまして、そのような保育需要を取り込みながら、計画的に保育園の整備を進めていくということも大きな目的として、その辺、教育と保育、それぞれ充実していくのだという全体的な目的を持った制度ということですよ。

坂田委員 そういう意味で荒川区の場合は既に、実質上、応能になっていて、整備も進んでいるので、先に終わっているということなのですかね。

学務課長 制度がかなり難しいものに結果的になっちゃいまして、自治体もやや混乱している状況にあるように聞いていますし、保護者も少し不安に思っている方もいるので、できる限りわかりやすく、保護者の方に説明を進めていきたいと思っています。

委員長 読んでもよくわからないというのがありますよね。

教育長 都市部の自治体とか、住民の方たちにとっては、制度がややこしくなるだけで、あまりメリットはないですね。

青山委員 私立保育園12園はすべて新制度へ移行するわけですがけれども、これに対する区独自の補助とか、都の補助とかは一切ないわけですか。

学務課長 これまでの補助の形態を、都はかなり保育園に手厚くやっけていまして、サービス推進費とか独自の都の事業を行っていますので、その事業を継続して、保育の方にも投入していくことになると思います。既存のレベルはダウンさせないでいくということです。

青山委員 ただ、幼稚園の場合は新制度に移行してしまうと、私学補助の制度の枠内には論理的に収まらないので、そのような継続をすることはできないということですね。

教育長 少しややこしいのは、私立幼稚園へは東京都が直接補助をしているのですが、私立保育園の場合は区を通して補助をしているので、そういった意味では区の補助の考え方がこれまでと同じですよということになると、新制度に移っても実害はないということなのです。

学務課長 今、教育長の話があったとおりでございまして、先ほど施設型給付という話を少ししたのですが、私立保育園だけ例外的な対応がありまして、実際のお金の流れは今、区が保育に要する費用を委託費で保育園に払っているのですが、その制度を私立保育園については、新制度においても継続するという形になっていますので、施設型給付という形ではなくて、補助金の流れは私立保育園だけ例外的に現行の区から払う委託ということで、このまま業務委託でやってもらうという制度が継続いたします。ある意味、旧来制度の補助の制度が継続

されるのだけれども、新制度の移行ということのみを考えると、それは新制度だということです。

教育長 わかりにくいですね。

学務課長 新制度になっても、移行に向けた過程があるわけでございます。

青山委員 なるほど。そういうことですね。

教育長 保護者の方々には極力影響が出ないように努めております。

青山委員 私立保育園については、同じ福祉の制度の中だから、そういう泳ぎ方ができるけれども、幼稚園については教育の方の制度だから、私学補助の制度を同じような形にすることは、これは論理的にできないのですね。だから、そこをどうするかという問題が残っているわけですね。わかりました。

ということは、それは制度上の問題ですから、何らかの形でお金の流れを、違う制度を構築すれば、別に新制度にも移行できるということでもありますよね。

教育長 そうですね。おっしゃるとおりです。

青山委員 わかりました。

委員長 それでは、よろしいでしょうか。

では続きまして、「平成27年度教育課程編成の重点について」御説明をお願いいたします。

指導室長 「平成27年度教育課程編成の重点について」、報告させていただきます。概要でございますが、重点項目として、6点示させていただきます。

1点目は「『あらかわっ子』の学力向上を目指して!」ということで、今年度に引き続きまして学力向上の取り組みを重点に掲げまして、各学校で教育課程の編成・実施にあたるものでございます。

2点目は「不登校・いじめ問題の解消」でございます。都からのスクールカウンセラー、区独自の心理専門相談員、そのような職員の巡回やスクールソーシャルワーカーが関係諸機関と学校、保護者、家庭を結んだ教育相談体制、そのようなものを十分に活用し、学校で取り組むものでございます。

また、いじめ問題の解消につきましては、本年度中にいじめ防止基本方針を策定いたしまして、各学校でさらに各学校の方針をつくり、具体的に取り組むことを示させていただきます。

3点目は「学校図書館のさらなる活用促進」でございます。情報・学習センターとして授業で活用をすることを推進するように説明させていただいております。そのことによって児童・生徒の思考力、判断力、表現力、そのようなものが育成され、また教師の授業力の向上

を図っていくもでございます。

4点目は「タブレットPC等の活用による21世紀型能力の育成」でございます。21世紀型能力といたしまして、基礎力、思考力、実践力が示されておりまして、タブレットPCを活用しながら、情報スキル、批判的思考力、人間関係形成能力、社会参画力など、生きる力を育てていくという内容でございます。

5点目は「体力向上と健康教育の充実」でございます。特に体力の向上に向けて、児童生徒が楽しさや喜びを感じられるような体育・保健体育の授業展開が重要でございまして、将来的に生涯を通じて運動を好ましく思う子どもを育てていく、そのような目的で説明させていただいております。

裏面にいただきまして、6点目は「道徳教育と伝統・文化・国際理解教育の充実」でございます。道徳教育とともに日本の伝統文化の優れた技術・技能をもつ地域の方を講師とした体験学習や、他国の伝統・文化などを理解する国際理解教育についても充実を図っていくもでございます。

重点項目を踏まえ、教育課程を各学校で策定し、3月9日、教育委員会に提出いたします。

以上でございます。

委員長 ただいまの説明について、質問などはございますでしょうか。

高野委員 これは小中学校に対して取り組む重点ですけれども、今、児童虐待が大変問題になっています。その問題については、ここには論じる必要はないのかもしれませんが、現状はどうなっているのですか。今、大分ひどいですよね。そういうことも教育委員会としては考える問題ではないかなと思うのですが。

指導室長 これは教育課程の編成でございますので、学習指導要領に沿ったもので作成するもでございますが、今、委員がおっしゃったように、その部分は非常に重要なことだということで、指導室だけではなくて、子育て支援部等と連携しながら対策を計画しているところでございます。

高野委員 とても見えにくい部分でしょうけれども、正面向かって対策を練るような形にしておかないといけませんから。すみません。少し話題からそれましたけれども、重要な問題と思いました。

教育長 今の高野委員の御提言、大変重要なことだと受けとめております。例えばこの2番目の「不登校・いじめ問題の解消」について、不登校のケースの中には、やはり親の教育力というか、子どもを学校に行かせられない幾つかの事情があったり、親の方に問題があるケースもあります。時として虐待をしていたり、若しくは育児放棄をしていたり、教育放棄をしていたりというような事例もありますので、親に対するアプローチも極めて重要です。ス

クールカウンセラーについては、子どもの問題だけではなくて、家庭も含めて1人1人問題点を把握し、児童相談所や子ども家庭支援センターとともに、解決にあたらせなくてはいけないと思っています。

高野委員 よろしくお願ひします。実態がわからないですものね。

坂田委員 今おっしゃったように、不登校とかいじめまでいかなくても、家庭と学校との連携というのはやはり非常に重要で、家庭の方の力とか時間が十分でない場合に、特に重要だと思うのですね。

これが学校側なのでこうなるのでしょうかけれども、今、教育長がおっしゃったように、荒川区全体としてみると、子育て支援とか、その他の部署もあるわけなので、両者が連動してうまくできるかどうか。学校だけに押しつけても学校はできないものはできないので。不登校やいじめになる前に、やはり子どものしつけがきちんとできていなくて、学校でなかなかじめないとか、そういう問題が恐らくあって、それが悪化すると不登校になってしまうということがあると思うのです。

そういうところの学校と家庭とか子育てそのものを支援する立場の専門家の方々との連携体制が非常に重要だと思います。

青山委員 この教育課程編成の重点項目は重点項目として、今度は児童虐待ということであると、これはある意味、少しあざがついていたりとか、いろいろ精神状況だとか、子どもの言っていることだとかによって、近所の人か学校が問題を発見するというのが普通だと思うのですが、各学校はその場合に、その問題をつなぐ相手というのはあるわけですよね。そういうことについてはかなり徹底されていると理解していいのでしょうか。早期発見という意味では。

指導室長 各学校で子どもたちと朝の学活などをしたときに、健康観察をしたり、体育のときに体の傷を見つけたり、特に水泳などはそういう機会が多いものですから、そういうものを見つけた場合に、すぐに子ども家庭支援センターに連絡を取りながら進めていくという、その体制ができてございます。

また、指導室の方では、教育相談室にスクールソーシャルワーカーが常駐してございまして、スクールソーシャルワーカーが学校と子ども家庭支援センター、児童相談所、それから家庭をしっかりとつなぎながら根本的な原因を解決しようという体制をつくってございます。

青山委員 今の制度でいっても、みんな区でやっていて、学校も区立なのに、児相だけ東京都という制度になっていますよね。特に親権との関係でいうと児相が措置権を持っているわけですが、それを早く区に移管してもらわないといけなひ。東京都がなかなか手放さないのひで、問題がいつまでもくすぶっているのだと思うのですが。移管問題はどうかのひですか。

教育長 青山委員にそうおっしゃっていただけると、区長も大変心強いと思います。

ただ、先ほどのお話に戻ってしまいますが、努力はしていますが、だからといって、児童虐待のケースすべてを把握できているかということ、100%とも言いがたいところもあります。子どもの命にかかわることですから、今、先生方のお話をお聞きして、改めて今月の校長会で、児童虐待について、アンテナを高く掲げて早期発見し、必要な対応を、自分のところだけでなく、関係機関と連携して一斉の対応を取るように、改めて注意喚起させていただきます。ありがとうございます。

高野委員 少し話が戻っていいですか。この前の教育委員会の事務局から、東京都に対して何か荒川区の教育委員として申し入れることはないかということメールでいただいたのです。

そのときに、じっくり勉強させるということをお願いしました。あまりにもめまぐるしく学校教育、柔道をやれ、武道をやれ、道徳教育をやれ、どんどん押しつけてきますね。それに対応するのに、現場はものすごく大変だと思うのです。

だから、何かそういうことをテーマとしたじっくりした教育を教育委員会として、じっくりと腹の据わった教育と言った方がいいのかもしれませんが、そういう指針をどこかに盛り込めないかなと、僕は常日ごろ考えています。

あまりにも急がせさせられて、いろいろやらなければならない。子どもたちは学校へ行って、塾へ行って、朝早く起きて、朝食も食べなければならないし、家庭学習も必要だと。そういうものが、アメリカのようにできないでしょうか。青山先生、アメリカの教育はいかがですか。

青山委員 ある意味、アメリカは学校に任せる。あるいは自治体に任せるという傾向が強くて、高野先生がおっしゃったのは、要は文科省が毎年のようにいろいろな変わった方針を打ち出してきて、それを理解して対応するのにかなり負担が多いということだと思うのですが、アメリカの場合はそもそもが、学校自体を自分たちでつくれるという制度があって、それからチャータースクールのように、カリキュラムを独自に編成できるという学校をつくって、それに9割州政府が補助金を出せると、そういうチャータースクールの仕組みや何かがありますから、高野先生がおっしゃるような点でいうと、学校別に重点を決めて、自分たちで行える。この教育課程のこの今回の重点という意味でいうと、現場の裁量がかなり大きいということだと思うのですよね。日本はそういう点は、教育内容について非常に中央集権的です。

高野委員 はい。右に倣えですからね。本当に。

青山委員 だから、今年度の教育課程編成の重点というのは別にして、それは荒川区の教育委員会としても、一度きちんとそういう問題について、整理して議論する必要はあると思います。

坂田委員 子どもも教員の方も時間が有限なのですが、時間の有限性に対する認識が不足しているのです。

高野委員 そうということですね。

坂田委員 これを足せという話ばかりあって、でも、それを足すのであれば、では何を削りますかということもないと。

青山委員 こちらはやらないでいいというのがないかね。

坂田委員 ええ。子どもも教員も時間が有限ですからね。

高野委員 悲鳴を上げているのではないかなと思うのですね、いろいろなところで。親も、それから学校の先生も、子どもたちも、悲鳴が上がっているのではないかなとつくづく思うのです。

青山委員 そうですよ。アメリカの制度が決しているわけではないのですが、チャータースクール制度の利点というのは、校長先生がこういう学校をつくりたいという政策を出して、それが例えばうちは進学校でいく、うちはアートでいく、うちは運動でいくとか、そういう重点を決めて、それに従って先生を集めて、生徒たちもそれに従って集まってくるという、そういうことが可能なのです。それがすべてではないのですが、そういうチャータースクールも可能だという制度があって、それは事実上9割補助ですから、私立ですが、事実上公立学校ということになっているわけです。

それがいいと決めているのではなく、日本の今の制度は全体の水準をそろえるという非常にいい制度なので、それを生かしながら、荒川区でどうするかという事だと思うのですね。

高野先生のでいうと、パワーアップ授業などをもっと拡充するとかでしょうか。

高野委員 そうですね。

青山委員 その種の議論は、私たちとしてはあっていいのですよね。

高野委員 子どもの受験などは、小学生の受験ですよ、ああいうのを見ていると子どもが窮屈な思いをしているのではないかと。ゆったり勉強できるように、ぜひ東京都にお願いしてくださいと事務局に話したことがあります。

青山委員 もう一つは、それで言えば、やはり区立学校なのだから、人事権はこちらでということがないと。現在は一々上申ですからね。そうすると校長の権限の執行という点でも、今の制度は問題がありますよね。それも、区長会はかねてから人事権を移譲するよう、そういう要望をしていると思います。

委員長 この、荒川区の学力向上を目指してということですが、最近、大学生に接していますと、文字が書けないというか、ノートが取れない大学生が非常に増えています。

従来の日本の教育は、読み・書き・算ということだったのですが、その「書き」という部分が、本当に根本から崩れてきていると、そういった危機感を私自身は感じています。

その意味では、この荒川区の学力向上という中で、やはり書くことであるとか、そういった基本的なことを押さえていくというのが必要なのではないかと思います。

指導室長 初めの「揺るぎない基礎・基本」の中では、読み書き計算をしっかりと各学校で指導してほしいという、そのような説明をさせていただきまして、それを補充するためにも、またあらかわ寺子屋なども充実して、そのような形で基礎基本をしっかりとやってくださいという、そういう形で今、説明させていただいているところでございます。

高野委員 タブレットPCの活用にもつながりますものね。

委員長 先ほどのスクールソーシャルワーカーに関してですけれども、子どもの貧困率、相対的な貧困率が非常に上がっている状況があって、その中で子どもの貧困にどういうふうに取り組むかというのは、とても重要な課題だと思うのですね。

荒川区はかねてより区長の下で、子どもの貧困に取り組んでまいりましたので、先ほど青山先生がおっしゃったように、児相の区への移管というのは、極めて大切だと思います。

やはり区のレベルできめ細かい対応をしていくことが大事ですし、このスクールソーシャルワーカーはキーパーソンだと私自身は思っています。教育と福祉を融合させた形で、1人1人のお子さんにきめ細かい対応をしていくことが非常に重要なのではないのでしょうか。

以前、釧路に調査に行かせていただいたことがあって、釧路は生保率が非常に高い自治体で、貧困問題も深刻なのですが、自治体として貧困問題に取り組んでいる、克服しようということで、頑張っている自治体でもあります。その中で不登校などが、家庭の貧困問題とかなりリンクしているという話も聞かせてもらったのです。

その意味では、スクールソーシャルワーカーであるとか、1人1人のお子さんに対する学習支援がとても大事だと思います。荒川区でも取り組んでいたと思うのですが、そういったことを継続的にしていただきたいと思っています。

高野委員 加えて言わせていただきますと、今、医療には手当てという言葉が消失しつつあるのです。だから、福祉には手当てということでは、手を差し伸べるという優しさが必要だと思います。それには身近にいないとできないのですよね。やはり区として独自に手を差し伸べる支援をするべきではないのでしょうか。

やはり貧困に対してもそういう気持ちがあると大分違うと思うのですよね。

委員長 そうですね。そうだと思います。

高野委員 何かの支えが必要なのですよね。

教育長 そういったことも含めて、校長たちにはしっかり先生方の御発言を伝えさせていただ

きたいと思います。

委員長 では続きまして、第6回中学生「東京駅伝」大会について、御説明をお願いいたします。

指導室長 第6回中学生「東京駅伝」大会の参加について報告するものでございます。内容につきまして、「1 目的」でございますが、中学生の健康増進や持久力を初めとする体力向上、スポーツの振興及び生徒の競技力の向上を図るものでございます。

開催日時は2月8日、日曜日でございます。女子の部が10時からスタートしまして、男子の部のスタートが午後1時でございます。開催場所は味の素スタジアム、都立武蔵野の森公園で、その味の素スタジアムと公園を周回していく駅伝になってございます。

実施種目でございますが、男子の部は選手が17人でたすきをつなぎながら走っていきます。女子の部は16人でたすきをつないでいきます。男子の部は42.195キロ、女子の部は30キロでございます。

選手の選出でございますが、荒川区内の公立中学校10校、それから私立中学校1校、その生徒が七十数名参加して予選会を行いまして、選出された男子21名、女子21名が荒川区のメンバーとして、参加することになります。

過去の記録でございますが、昨年度は大雪のために中止でございました。今年度も同じような時期、2月の実施になりますが、どうにか実施できたらなと思っています。

来年度は3月に実施ということになるようでございます。

壮行会を催す予定でございます。1月19日、月曜日、庁舎の1階玄関で、子どもたちが頑張れるようにエールを送りたいと思っております。

以上でございます。

委員長 ただいまの説明について、質問などございますでしょうか。

では続きまして、1月から3月までの教育委員会関係主要行事について、配付資料のとおりですが、これに関して何かありますでしょうか。

生涯学習課長 御手元にチラシをお配りしております「奥の細道・旅立ち展」でございます。

3月14日、奥の細道千住あらかわサミット開催を記念しまして、荒川ふるさと文化館の企画展としまして、「奥の細道・旅立ち展」を開催いたします。

開催期間としまして、2月21日から3月22日までの1カ月間行います。

裏面を御覧いただきますと、開催イベントとしまして記念講演会、史跡めぐり、展示解説等を記載のとおり行います。

ということで、情報提供でございます。もし委員会の日に御案内できれば、また解説させていただくような形で準備しますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

高野委員 テレビに取り上げられたのは、知っていますか。

生涯学習課長 そうです。「噂の東京マガジン」という番組で、1月4日の日曜日にTBSで放送されました。

高野委員 僕、見ましたよ。

生涯学習課長 1時から特番ということで、2時間番組でしたね。

教育長 DVDとかないですか。

生涯学習課長 あると思います。

教育長 では、次回の教育委員会のときにぜひ、DVDを先生方に見ていただくようにしてください。

生涯学習課長 はい、わかりました。

委員長 では、予定しておりました事項は以上ですが、事務局より連絡事項等ありますでしょうか。

教育総務課長 1点、御報告でございます。御手元の資料の平成26年度教育委員会の日程という資料を御覧いただきたいと存じます。

この日程表の中の下から二つ目になります。3月13日、金曜日、開会時間は11時予定ということで、サンパール荒川の5階の高砂でございましたけれども、場所を変更いたしまして、6階の研修室の1という部屋で教育委員会を開会したいと思っております。

御報告ということで、以上のような形でお知らせさせていただきます。よろしくお願いたします。

生涯学習課長 コミュニカレッジの研修室ですね。6階になります。

委員長 では、ほかに何かありますでしょうか。

生涯学習課長 御手元に「第15回地域伝統芸能まつり」のチラシをお配りしています。これにつきましては、素盞雄神社の天王祭が出演するということでの情報提供でございます。

昨年11月下旬に地域伝統芸能まつりの実行委員会におきまして、演目の一つとして選定されたものでございます。2月21日と22日、土日の2日間、2時半から開催いたしまして、天王祭は2日目の最後の大トリを務めるということで、裏面を見ていただくと、両日も6演目がステージに立ちまして、最後の2月22日、日曜日に素盞雄神社の天王祭が出演します。

素盞雄神社の氏子さん、約200名の方がステージに立つということで聞いております。この現場に行く場合は応募するのですが、当日行けない場合はNHKで放送すると思えます

ので、またその際は情報提供いたします。場所はNHKホールでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ほかに何かありますでしょうか。

教育総務課長 特にございません。

委員長 では、ないようですので、以上をもちまして、教育委員会第1回定例会を閉会いたします。

この後、引き続き協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

了